

令和3年2月4日

保護者の皆様

県立横浜南陵高等学校長

国における緊急事態宣言延長に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年2月2日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都府県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和3年3月7日まで延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、次のとおり引き続き対応することとなりました。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。また、登校できない生徒にはICTを活用して教室で行う授業を配信し、家庭でも授業を受けられるようにする。（同時双方向）
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 卒業式については、感染防止対策を講じて実施する。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期又は中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

なお、教育活動の実施にあたっては、学級担任が行う健康観察を引き続き取り組んでまいりますので、ご家庭におかれましては、毎日の確実な検温と日々の健康状態の確認をお願いします。

万が一、同居の家族・親族の方々がPCR検査を受けられた場合は、濃厚接触者となる可能性があります。速やかに本校にご一報いただき、保健所等の指示に従ってください。また、ご不明な点などがありましたらご相談ください。ご家族等の検査結果が出るまでお子様を登校させず、自宅待機していても、生徒本人は欠席扱いにはなりません。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、教育活動等の変更等を行います。趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先

副校長 田中

045-842-3068

1年 045-842-9711

2年 045-842-9712

3年 045-842-9713